

霧島市公告第 108 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画は、次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 19 日

霧島市長 中 重 真



1 経営管理権集積計画取消しの対象森林

整理番号	所在地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集 - 川原 9	霧島市国分川原 4436-1	45 イ 18	山林	0.66	

2 縦覧場所

霧島市農林水産部林務水産課窓口。なお、当該計画は霧島市ホームページにも掲示する。

3 権利の設定

当該計画の取消しを公告・縦覧することによって、当該森林所有者の経営管理権に係る委託は解除されたものとみなす。